

奥才古墳群出土品の松江市指定文化財への指定について

令和5年8月2日に開催された令和5年度第1回松江市文化財保護審議会（会長 佐藤 信）において、以下の文化財を松江市指定文化財に指定することについて諮問したところ、指定すべきとの答申がありました。概要は記載のとおりです。

1. 種 別 有形文化財（考古資料）
2. 名 称 奥才古墳群出土品
3. 員 数 一括
4. 内 訳 総数 169 点（弥生土器 2 点、土師器 27 点、須恵器 27 点、埴輪 26 点、鉄器 32 点、鏡 4 点、紡錘車形石製品 1 点、石釧 1 点、勾玉 3 点、管玉 8 点、白玉 36 点、切子玉 1 点、棗玉 1 点）
5. 所有者 松江市
6. 所在地 松江市立鹿島歴史民俗資料館（松江市鹿島町名分 1355-4）
7. 指定基準（令和4年3月31日 松江市告示第114号）
 - 1 有形文化財 （6）考古資料
 - （ウ）古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

8. 指定理由

（1）総合的評価

奥才古墳群は、鹿島町名分に所在する古墳群で、全 68 基の古墳（円墳 11 基・方墳 56 基・前方後方墳 1 基）からなる。築造年代は古墳時代前期前半～中期前半（3 世紀後半～5 世紀前半）、後期前半（5 世紀末～6 世紀前半）である。講武平野を北に見下ろす丘陵の尾根上にあり、これまでに 1981～1983 年調査（1 次調査）、2000～2001 年調査（2 次調査）が実施され、40 基の発掘調査がなされた。

奥才古墳群の形成は古墳時代前期前葉に開始され、最も多くの古墳が築かれるのは古墳時代前期中葉～後葉である。鹿島地域に特有の形態である「奥才型木棺」と呼ばれる埋葬施設を有している点が特徴であり、この形態は北部九州、島根半島、但馬、丹後の日本海沿岸と丹波、山城のみに存在する。この点から、当古墳群は、日本海を拠点とした海上交通を掌握していた集団が埋葬されていた可能性があり、それを傍証するように、優秀な副葬品が出土している。

奥才古墳群は小規模な古墳を中心としながら、一部の古墳が優秀な副葬品を有している。それは、被葬者が必ずしも地域首長層とは言えなくても、独自の日本海側のネットワークの中で首長級の品々を手に入れたことを示し、鹿島地域一帯の古墳時代の独自な立場を表す資料である。

出土品には、近畿系土器や琥珀製勾玉など、広域の交流を示す遺物が目立つ。このことから、被葬者は、日本海を通じた海上交通をある程度掌握した集団であったことが読み取れる。また古墳主体部出土の副葬品は、原位置をとどめた状態で出土しており、良好な保存状態であったことも評価される。

以上の内容から、奥才古墳群出土品は、山陰地域において古墳時代の地域社会を考えるうえで極めて

学術的価値の高い資料であり、市指定文化財として保存を図るものである。なお、個別具体的な評価要素については下記の「(2) 個別具体的な評価要素」にまとめられる。

(2) 個別具体的な評価要素

①前期～中期の累代的墳墓構成と副葬品や棺構造、供献品の関係をもつ遺物群

古墳時代前期前半から中期前半（一部後期前半）まで累代築造され続けた古墳群自体が希少で、未盗掘のまま全容を知ることのできる本資料は大変貴重である。本資料により、講武平野周辺の地域社会ばかりか、列島全体の古墳時代前半期の社会構造を知ることができる。また、日本海側で展開した「奥才型木棺」との関係も注目される。

②墳丘の大小と比例しない副葬品の様相

一般的に古墳時代前期において、大型の前方後円墳で多くの遺物が副葬されることが知られるが、前期古墳として大型ではないこの古墳群に、優秀な遺物が副葬されている。

古墳群の中で最大規模である 13 号墳では、副葬品が確認できない点や、また、小規模で墳丘が低い 32 号墳で鉄剣が副葬され、小円墳の 18 号墳から滑石製白玉が 36 個以上出土するなど、墳丘規模とちがはぐな副葬品の在り方は、当時の複雑な社会構造を探るうえで貴重である。

③中規模墳 14 号墳の豊富で多様な副葬品

一つの主体に鏡を 2 面（中国鏡、倭鏡各 1 面）副葬する例は出雲地方では稀で、安来市造山 1 号墳に続き 2 例目である。鉄製武器や工具は大型で希少品である。鉄剣と大刀は 80 cm 前後の大型品で、大刀は素環頭が付き、槍は刃渡り 36.8 cm で柄には黒色の漆が塗布された特別な品である。ヤリガンナも長い茎まで鉄製で、二本存在する可能性もある。鉄鏃、刀子も伴う。碧玉製紡錘車形石製品も出雲では珍しい。もう一つの主体からも鉄剣、鏃、刀子が出土し、あわせて豊富な鉄製品を有しており、出雲の前期大型古墳と比べても引けを取らない。

④特殊な壺棺に伴う出雲で唯一の副葬品

小型方墳の 34 号墳では、土師器の壺 2 つを合わせて棺としており、内部に礫を詰める特殊な壺棺である。その中には石釧の内側に琥珀製の勾玉を納め、倭鏡で蓋をする、という他に例を見ない副葬品の配置をしている。しかも石釧と琥珀製勾玉は島根県唯一の品であり、広域ネットワークを利用して入手した可能性がある。概して小児への厚葬が目立つ古墳群だが、本例は特別な例である。

⑤折り曲げ、切断した鉄製品がまとまって存在

14 号墳出土の長大な武器や工具類を始め、12 号墳の刀子、56 号墳の直刃鎌など、意図的な折り曲げや切断が認められる鉄製品があり、埋葬儀礼を考えるうえでの一例を加えた。

⑥特色ある土器棺

古墳時代前期に、出雲では特徴的な土器棺が小児用に用いられるが、本古墳群では出雲通有の土器棺ではなく、近畿地方系の土器が多く用いられる。出雲の首長層とは異なる広域のネットワークを有していたことを示すものとして重要である。

写真（代表的な出土品）



①奥才 14 号墳出土遺物



②奥才 34 号墳土器棺内出土遺物



③奥才 12 号墳出土遺物



④奥才 67 号墳出土遺物（土器棺）

- ①：鉄剣・素環頭大刀・槍・ヤリガンナ・内行花文鏡・方格渦文鏡・紡錘車形石製品
 ②：碧玉製勾玉（花仙山産）・琥珀製勾玉（岩手県久慈産）・石釧（石川県産）・捩文鏡
 ③：管玉・珠文鏡
 ④：土師器壺（近畿系土器）